

農場HACCPシステム 新規構築・更新の傾向と対策

— 認証基準改正と飼養衛生管理基準改正を受けて —



令和4年2月

公益社団法人 中央畜産会

農場 HACCP システム 新規構築・更新の傾向と対策

— 認証基準改正と飼養衛生管理基準改正を受けて —

はじめに

飼養衛生管理基準は、その後の高病原性鳥インフルエンザの大流行及び豚熱の継続的な発生を踏まえて令和2年に改正されましたが、さらに一部改正されたものが令和3年9月24日に公布されました。また、農場 HACCP 認証基準（以下「認証基準」という。）も現在改正作業が行われています。

これらの改正については、令和3年度の農場指導員養成研修会におきましても、新たに農場 HACCP による衛生管理システムを構築する場合や、すでに認証を受けた農場が同システムを更新するに当たって、どのように対応するかについて多くの質問が寄せられました。

そこで、本書では農場 HACCP システムの新規構築、及び更新に取り組んでいる農場の担当者、指導員の方々の参考となるように、近々改正が予定されている農場 HACCP 認証基準において、飼養衛生管理基準の改正内容がどのように関係しているかについて説明するとともに、具体的な対応方法を傾向と対策として取りまとめました。

各章の傾向と対策に入る前に、農場 HACCP をめぐる情勢や農場 HACCP の衛生管理システムとしての活用等について説明します。

I 農場 HACCP をめぐる情勢

1. 認証農場と農場指導員養成研修会修了者の傾向

認証農場数は、平成 23 年度に認証審査が開始されてから 100 農場を超えるのに 5 年間かかりましたが、その後認証農場数は順調に増加し、令和 3 年 12 月 3 日現在 423 農場に達しています（図 1）。

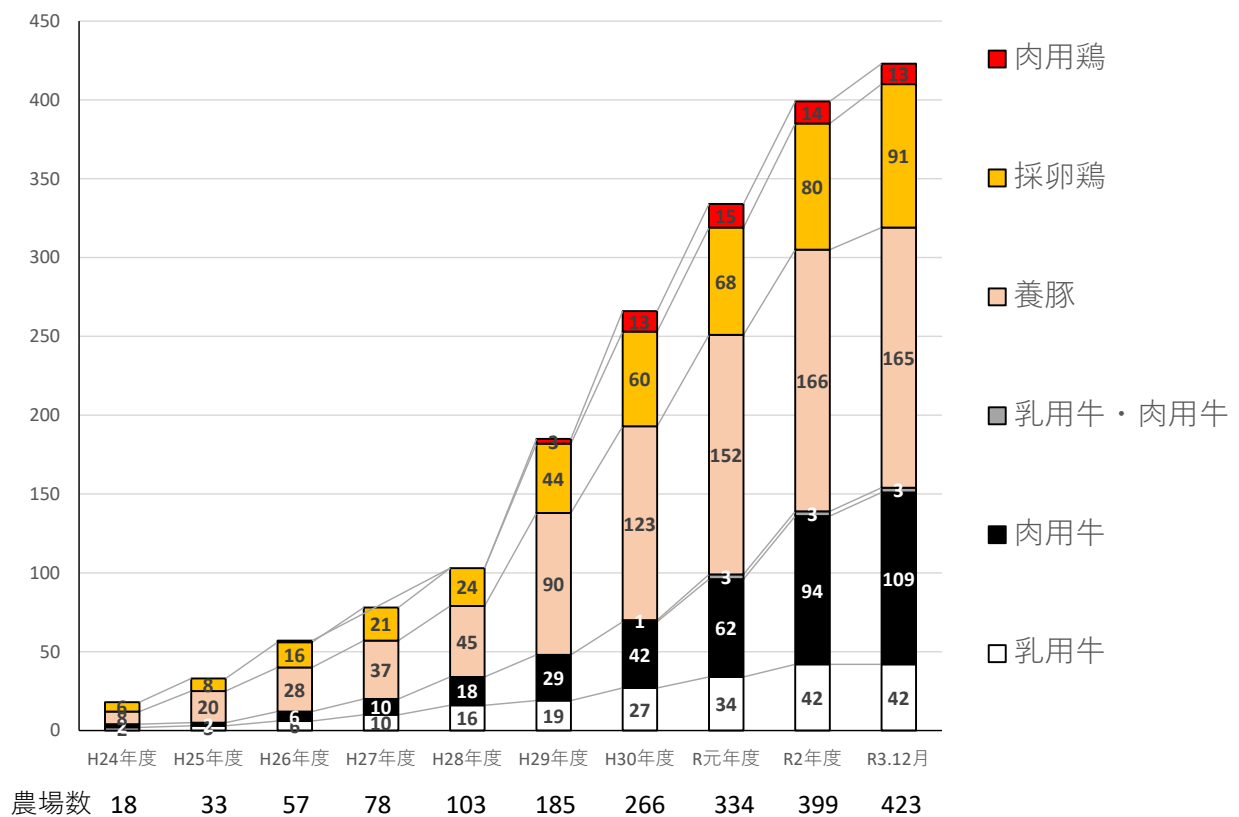


図 1. 農場 HACCP 認証農場の推移（令和 3 年 12 月 3 日現在）

近年の認証農場数増加の要因としては、農場 HACCP に対する畜産農場の関心の高まりを背景にした農場指導員養成研修会の受講者の増加があります。図 2 に示したとおり、平成 20 年度から開始した研修会の受講者は年々増加し、職域別の内訳をみても指導する立場の家畜保健衛生所・県畜産協会等に加えて、畜産農場の経営者や担当者が多数参加していただけるようになり、その後の認証農場数の増加につながっています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため Zoom 会議システムを利用したオンライン開催となり農場からの受講者が減少しましたが、令和 3 年度には農場の Web 対応が進んできたことや県畜産協会等のサポートにより農場からの研修受講者は再び増加しました。

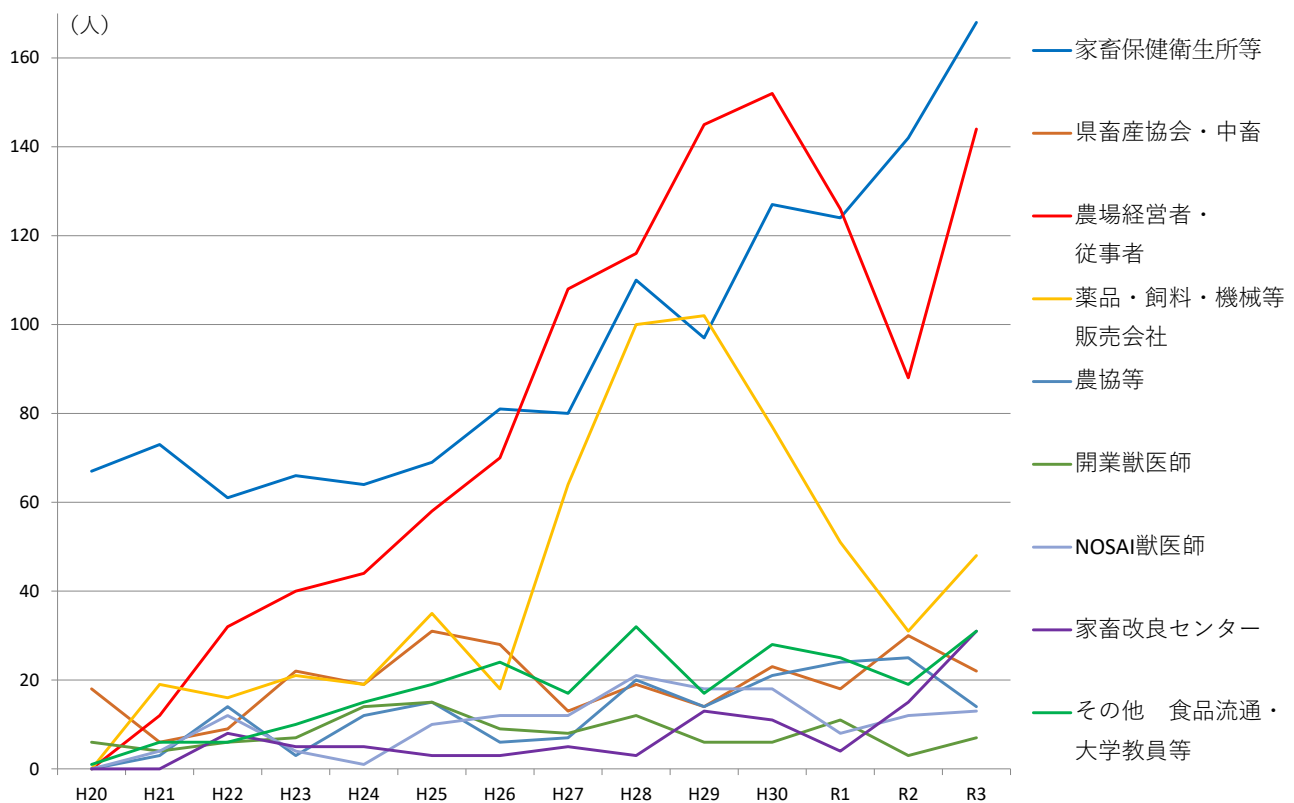


図 2. 農場指導員養成研修会修了者 職域別内訳の推移

また、家畜保健衛生所からの受講者は安定的に増加していましたが、特に令和 2 年度と 3 年度ではより多数の参加がありました。これは、飼養衛生管理基準の改正により新たに農場に対して消毒設備等の設置のほか平面図の作成や各種記録の保持などが義務付けられたことから、これらを体系的に指導するためにはすでにその仕組みを備えている農場 HACCP システムを構築することが確実かつ早道であるとの認識が高まったためと思われます。

2. 衛生管理システムとしての活用

認証を取得した農場の、農場 HACCP システムに対する意識も発展的に変化しています。中央畜産会が令和 2 年度に実施したアンケート調査では、農場 HACCP システムを運営することで得られるメリット 13 項目について

- ①高い効果がある (+ 3)
- ②効果がある (+ 2)
- ③やや効果がある (+ 1)
- ④やや効果は低い (- 1)
- ⑤効果は低い (- 2)
- ⑥効果はない (- 3)

から選択する形式で回答を求め数値化したデータをみたところ、「記録することによる、問題が生じた際の原因追及」「衛生管理レベルの向上と、家畜伝染病の侵入防止効果」「作業の視覚化による、計画的なリスク管理」などが上位に挙げられました(表 1)。(参照：認証農場における 農場 HACCP システムの活用状況 — アンケート結果からみた認証農場のメリットに対する意識と取り組み —)

URL : https://jlia-farm-haccp.jp/download/document/katsuyou_n.pdf

	アンケート項目	数値化ポイント
1	記録することによる、問題が生じた際の原因追及	225.3
2	衛生管理レベルの向上と、家畜伝染病の侵入防止効果	213.5
3	作業の視覚化による、計画的なリスク管理	197.0
4	根拠に基づいた、確実な作業	195.7
5	教育・訓練による、従事者の衛生意識向上	195.6
6	家畜・家禽の疾病などの発生防止による、安定した生産	180.5
7	教育・訓練による、農場内作業の効率化	171.6
8	今年度改正された飼養衛生管理基準で求められる文書・記録への対応	159.4
9	出荷先・消費者への情報開示による、信頼性の向上	133.6
10	作業の見える化による無駄の減少、生産コストの改善	127.7
11	出荷先等からの家畜・畜産物の製品クレームの減少	113.1
12	鼠防除、畜舎洗浄等を外部委託した際の作業内容の指示や完了報告の明確化	79.7
13	農場HACCP認証による家畜・畜産物の付加価値の上昇	-16.8

表 1. アンケート項目と回答の数値化ポイント (n = 238)

農場 HACCP システムの基本の 1 つに認証基準を遵守すること (適合性) がありますが、構築の努力に対するパフォーマンスをさらに上げるためには、システムを有効に活用して家畜畜産物の安全性を高めるとともに農場の生産性向上に結び付ける段階 (有効性) へと進むことが重要です。

アンケート調査の結果は、認証を取得した農場がその後のシステム運営を通じて HACCP の方式を自農場の衛生管理システムとして有効に活用していることを示しており、単に認証の取得を目指す段階からシステムを運営してメリットを活用し、生産性向上へと結びつける段階へと進んでいることが分かります。

II 農場 HACCP システムと PDCA サイクル

システムという言葉を使うと、何か特別なものを作成するように感じられてしまいがちですが、「システム」は「仕組み」と言い換えることができます。

農場には、すでに作業をするための仕組みがあるはずですが、しかしながら、1つ1つの作業にも作業者が替わるとやり方が少し違ったり、作業の目的や注意点に共通の認識が不十分であったりする場合があります。

農場 HACCP システムを構築するという事は、農場 HACCP の仕組みを利用して、それぞれの作業を見直し、作業手順を確立するとともに、各作業のつながりについても確認することで、農場の体系的な衛生管理システムを作り上げることです。農場 HACCP の仕組みを利用することで、不足していた作業手順などについても気付くことができます。

システムを運営する過程で見つかった弱点などを改善し、システムを育てていく仕組みが PDCA サイクルです。PDCA サイクルは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価・検証）、Act（改善）の頭文字をとったもので、ISO9001（品質マネジメントシステム）などで用いられる継続的改善の手法です。

農場 HACCP の全体的な PDCA サイクルは、以下のとおりです。

Plan（計画）：農場内の作業についての手順（ルール）を作成する。具体的には、フローダイアグラム（工程一覧図）、作業分析シート（手順書）などを作成して危害要因分析を実施し、重要な管理点について HACCP 計画を立てる。

Do（実行）：作成した手順に従って日常の生産活動を実施し、定められた記録を付ける。

Check（評価・検証）：内部検証、情報の分析により、定められた手順に従って作業を実施し記録付けを行ったかどうかを確認する。また、アクシデントやミスがあった場合には、計画に基づいた対応ができていたかを検証するとともにアクシデントやミスの原因を究明する。

Act（改善）：アクシデントやミスがあった場合には、現状の手順のままでその事態に対応できるかを検討し、必要があれば手順等を更新する。

全体的な PDCA サイクルは、少なくとも年1回の検証を中心に実施し、アクシデントやミスがあった場合には必要に応じて都度実施します。

上記の他にも、HACCP 計画では重要な管理点を扱っていますので、月1回程度の短い周期で検証を実施します。また、教育・訓練などでは、その部分で独自に PDCA サイクルを回すことにより上手に運営ができる場合があります。

III 農場 HACCP システム認証基準の各章における傾向と対策

農場 HACCP では、作業手順書等を作成するにあたって飼養衛生管理基準を基礎とすることが求められています。令和2年に施行され令和3年に一部改正された飼養衛生管理基準では、飼養衛生管理マニュアル及び平面図の作成、記録の保存などが求められることとなりました。これらの項目の多くは、農場 HACCP でこれまで作成していた文書と一致しています。農場 HACCP の仕組みに従ってこれらを準備することが、飼養衛生管理基準への対応を確実に進めるための早道であると言えます。ここでは、農場 HACCP 認証基準の章ごとに改正が予定されている認証基準の内容を説明するとともに、飼養衛生管理基準の改正にどのように対応したらよいかなどについて、傾向と対策として取りまとめ、解説します。

* 飼養衛生管理基準の改正と関連する部分を、ゴシック体の表示としました。

第1章

範囲、引用文書、用語の傾向と対策

第1章では、初対面の人（審査員など）に対し自分たちの農場の製品や規模、立地などについて農場の自己紹介をします。

1. 範囲（第1章1.）について

範囲は、審査員など外部の人が農場の概略を理解できるように記述します。改正が予定されている認証基準では、農場の所在場所、経営者、飼養衛生管理者、組織員数、飼養規模（概数）などを記載することが求められます。また、飼養衛生管理基準の改正により、大規模農場では頭数や畜舎構造に応じて畜舎ごとの飼養衛生管理者を指名することが求められますので、管轄の家畜保健衛生所の指導に従って必要な人数を指名します。（第2章の項に詳述します。）

生産物の範囲には、素畜や飼料などの主な原材料をどこから導入し、主な生産物だけでなく副産物（廃用畜、廃鶏、ホル雄子牛、F₁子牛、ET和牛子牛等）についても、それぞれどこに出荷するかについて記載します。これらの情報は、第3章で作成する製品説明書や作業分析シートと連動します。第3章に進んだ際に、もう一度ここに戻って確認することが重要です。

2. 引用文書（第1章2.）について

引用文書は、農場指導員養成研修会テキストの例示から各農場に適切なものを選択しておくことで、ほぼカバーすることができます。通称ブランドもの（○○地鶏、○○豚等）やSPF豚、給与飼料に特色のある家畜・畜産物を生産する場合は、必要に応じてこれらの規程等を引用文書に加えます。

第2章

経営者の責任の傾向と対策

1. 衛生管理目標の設定（第2章1. (2)）について

認証基準の改正では、衛生管理目標の取扱いが強化されます。衛生管理目標には、少なくとも3項目程度の具体的な数値目標を設定することが推奨されます。数値目標は、家畜・家さんの事故率の低減など飼養衛生に直接関連するものが適していますが、製品の生産量や肉の格付けなど生産目標に類するものでも結構です。

これらの数値目標は、少なくとも年1回程度は第6章2. 情報の分析の中でHACCPチームによりその達成状況の検証を実施することになります。達成できなかった場合は原因の分析とシステム更新の必要性について検討することになります。これらの検討は、飼養衛生管理を改善する観点から実施することになりますので、生産目標に類する数値目標であっても農場HACCPによる衛生管理システムの更新、さらには生産性の向上へと結びつけることができます。

数値目標を設定した上で、それ以外に数値で表せない目標を設定されても良いですが、その場合も各目標の達成状況についての検証が必要です。

2. 組織及び組織の役割と権限（第2章1.(3)）について

組織及び組織の役割と権限では、「飼養衛生管理者」の記載に注意が必要です。飼養衛生管理基準では、経営者（家畜の所有者）以外に飼養衛生管理者がある場合には、その役割等について規定されています。農場 HACCP においても、飼養衛生管理者がある場合には組織図や役割と権限表などにより、飼養衛生管理者の立場や役割を明らかにします。また、大規模農場の場合は、畜舎又は鶏舎ごとの飼養衛生管理者についても定めることになっています（牛では施行猶予期間があり、令和4年10月1日施行）。この設定については、飼養規模、畜舎の構造等の状況を考慮して必要な人数などを決定することになりますので、管轄の家畜保健衛生所の指導を受けることが必要です。

3. 外部コミュニケーションリスト（第2章3.）について

外部コミュニケーションリストは、今までも作成していただいていたましたが、改正が予定されている認証基準では、リストの作成が明記される予定です。

4. 特定事項への備え（第2章5.(1)②製品表示に不適切な事例が発生した場合）について

改正が予定されている認証基準では、「製品表示」について「第3章2.家畜・畜産物の特性の情報」とされる方向で作業が進められています。具体的には、農場指導員養成研修会テキストの例示にある「製品説明書」の「1.家畜・畜産物の特徴・特性」に記載した情報がこれに当たります。「製品表示に不適切な事例が発生した場合」についての手順を作成する場合には、製品説明書の内容と不整合の無いように連動して作成する必要があります。

5. 特定事項への備え（第2章5.(1)③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合）について

この部分の対応では、通報ルールを作成します。飼養衛生管理基準ではいわゆる通報ルールについて、畜種別に設定された大規模農場の基準に達している農場に対して作成を義務付けています。しかしながら、農場 HACCP 認証農場にはより高い家畜衛生への意識が求められることから、大規模農場の基準に達していない場合でも通報ルールを積極的に作成することを推奨しています。

通報ルールでは、従事者の誰が発見した場合でも「発見者は直ちに通報する」というルールにしなければならぬと考える方がいますが、必ずしもそうではありません。飼養衛生管理基準では、「飼養する家畜（家きん）が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。」とされています。高病原性鳥インフルエンザのように、致死率が高く、鶏舎ごとに死亡鶏が何羽になったら通報する、あるいは、まとめて何羽死亡しているのを発見したら通報する、と数値化することができる場合はルール化が容易です。しかしながら、畜種や対象疾病によっては、発見した状態が通報すべき特定症状に該当するかを判定することは困難な場合があります。また、新入社員や外国人研修生などが異状を発見する場合もあるかと思えます。農場としては、特定症状が疑われる場合は直ちに通報の責任者に連絡し責任者が遅滞なく家畜保健衛生所に通報するルールを作成する、通報ルールの作成に当たっては管轄の家畜保健衛生所の指導を受ける、さらに、全従業員に対して特定症状及び通報ルールについての教育・訓練を実施する、などの対応が必要となります。

6. 衛生管理システムの見直し（第2章6.）について

衛生管理システムの見直しは、第6章3.の衛生管理システムの更新と密接に関係しています。第6章では、1.内部検証と2.情報の分析によって農場 HACCP による衛生管理システムが問題なく運営され、機能したかについて検証します。これは、PDCA サイクルの C（評価・検証）にあたる部分です。第6章3.の衛生管理システムの更新では、内部検証と情報の分析の結果を受けて HACCP チーム責任者が必要に応じてシステム更新の案を作成し、経営者に報告します。これを受けて、経営者は第2章6.でシステム更新案の内容を確認し、承認します。この第6章3.と第2章6.が、PDCA サイクルの A（改善）にあたります。

認証基準では、「見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって具体的に指示し、実施し、その改善内容を記録しなければならない。」とされていますから、以下を実施したことがわかる文書を作成します。

- ・経営者が HACCP チーム責任者から、システム改善の必要性の有無、改善が必要な場合はその具体的な提案を受け取ったこと。
- ・改善の提案を受け取ったときは、経営者がその内容を検討し改善の具体的な指示を出したこと。

7. 人、設備等の資源の提供と管理（第2章7.）について

(1) 人的資源では、「業務の質・量に見合った人的資源の確保」が求められていますので、農場内に人員の不足している部署のないことを確認します。人的資源の確保は経営者に課せられた責任ですが、ミスやアクシデントが起きた場合には第6章による検証を実施する際に、ミスやアクシデントが人員不足に起因するものかどうかを検討し、経営者に報告します。

(2) 従事者の知識と能力は、具体的には第5章の教育・訓練で実施します。経営者には、これを実施するための時間及び資金を提供することが求められます。

(3) 設備・機器の提供と管理については、作業分析シート等の作成の中で確認していくこととなりますが、飼養衛生管理基準に定められている以下の施設等については、漏れのないように確認します。

- ① 衛生管理区域を示す柵・ロープ・カラーコーン及び看板等
- ② 当日に他の畜産関係施設・大臣指定地域を訪問した者及び一週間以内の海外入国者が入場する際のシャワー等施設（当該農場関係者を除く）
- ③ 入退場者用手指等洗浄消毒設備
- ④ 衛生管理区域専用の衣服・靴
- ⑤ 車両消毒施設
- ⑥ 物品持込・持出時の消毒設備
- ⑦ 畜舎（家きん舎）出入り口付近の消毒設備
- ⑧ 畜舎ごとの専用の靴又は靴の消毒設備：牛
- ⑨ 畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域のみ）と靴の設置と着用、着脱前後の衣服・靴等を離して保管するためのすのこ、分離板等：豚・鶏
- ⑩ 場内で使用する衣服、靴、物品、車両及び施設の洗浄・消毒のための機材及び洗剤・消毒薬等
- ⑪ 死体の保管場所
- ⑫ 不要な資材機材の整理整頓
- ⑬ 野生いのしし生息地域における侵入防止の防護柵（野外飼育では二重柵）：豚

1. 素畜等の原材料及び資材（第3章1.）について

ここでは、原材料・資材リストを作成します。このリストを作成する場合に比較的多い誤りとしては、例えば、ワクチンという原材料の予測される危害に「注射針の残留」などと記載してしまうケースです。「注射針の残留」はワクチンを接種する作業工程の危害要因であり、原材料としてのワクチンがもともと持っている危害要因ではありません。

では、ワクチンの予測される危害を「不十分な保冷による効果の低減」とした場合はどうでしょうか。「保冷」は、ワクチンを保管する工程の危害要因であるという考え方もあるかもしれません。しかし、この場合はワクチンが要冷蔵薬剤であるという特性に起因する危害について予測していますから、「不十分な保冷による効果の低減」はワクチンの予測される危害として有効です。

予測される危害（危害要因）を検討する場合は、その危害が起りうる場面と危害を効率的に予防する手段を中心にして考えます。狭い原則論に陥ってしまうと、効率の良いシステムが構築できなくなります。

2. 家畜・畜産物の特性（第3章2.）について

第2章5.の製品表示に不適切な事例が発生した場合の項でも述べた通り、製品表示とは製品説明書の「家畜・畜産物の特徴・特性」に記載した内容を指すこととなります。特定事項への備えと製品説明書に不整合の無いように連動して作成する必要があります。

3. 意図する用途（第3章3.）について

素畜や素雛を製品として出荷する農場や乳用牛の農場でホル雄・F₁・E.T.和牛子牛を出荷する場合などでは、最終製品（生乳、卵、成畜、成鶏など）を出荷する場合に比べて「3.意図する用途」の記述に工夫が必要です。

これらの素畜（雛）は直接又は家畜市場を通じて次の生産農場に出荷されることとなりますので、以下の例を参考にしてください。

(1) 家畜・畜産物の用途には、「肥育素牛（豚）として飼育される。」「採卵鶏（肉用鶏）として飼育される。」などと記述します。

(2) 予測される取扱いには「アニマルウェルフェアに配慮した飼育」、(3) 予測される誤った取扱いや使用には「アニマルウェルフェアに基づかない飼育」などと記載すると多くのケースに対応できます。

(4) 最終消費者の特定は、最終製品として出荷された段階を想定しますので、「一般消費者及び乳幼児・老人・病人等のハイリスク者」などと記載します。

4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認（第3章4.）について

この項については、認証基準及び飼養衛生管理基準の改正による大きな変更点はありません。しかしながら、この項で作成する文書等がHACCP構築の中で最も作業量が多く、かつ、中心的な文書となります。5W1Hを明確にしてわかりやすい文書の作成、日付の誤りや署名の漏れなどに注意して構築を進めてください。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立（第4章1.）について

一般的衛生管理プログラムの確立では、飼養衛生管理基準を基礎とすることが求められていますので、農場 HACCP に則って構築したシステムが飼養衛生管理基準に準拠していることを確認します。飼養衛生管理基準が改正されたことから、改正前の飼養衛生管理基準に準拠したままの農場では更新が必要です。

具体的には、「飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表」などを作成して、飼養衛生管理基準の各項目に対応する手順書（作業分析シート、マニュアルなど）が揃っていることを点検します。飼養衛生管理基準が改正されたことにより、新たに整備が求められた事項もありますので、点検の結果充分な対応ができていない項目があれば、手順書等を追加構築します。

一般的衛生管理プログラムの検証は第4章1.の(2)に規定されていますが、多くの農場では実際の検証を第6章2.の情報の分析の中で実施しています。これは、第4章には検証を実施することは規定されているものの、検証の方法（仕組みの構築）については規定されていないことによります。第6章では検証の方法について規定し、実際に検証を実施することが求められているので、こちらで検証を実施することの方が効率的であると言えます。

認証基準に求められている要求事項は、必ずその章や項で実施しなくてはならないということではなく、構築した全体の農場 HACCP システムの中のどこかで実施していれば問題はありません。ただし、審査の段階などにおいて審査員から質問を受けた時に、指摘された事項が、自農場の構築したシステムのどの部分で対応しているかを説明できるように準備しておくことは必要となります。

2. 危害要因分析（原則1）（第4章2.）について

ここでは、危害要因分析表を作成します。

危害要因分析では、すべての原材料と作業工程を対象にして危害要因の有無を確認し、存在する危害が HACCP 計画で扱うほど重要であるかを評価します。農場 HACCP は、食品としての家畜・畜産物の安全性を確保する目的で構築しますので、CCP と判定して HACCP 計画で管理する危害は、第一義的には消費者としての人に与える危害ということになります。

しかしながら、家畜・家きんや作業者に関する危害要因を抽出し、特徴を分析してその制御手段を準備することは、事故の防止・生産性の向上の観点からはたいへん重要で効果的なことです。これらの危害要因分析については、混同を避けるため消費者への危害、家畜・家きんへの危害、作業者への危害の3つに分けて分析することが推奨されます。

3. HACCP 計画の作成（第4章3.）について

HACCP 計画の作成については、認証基準、飼養衛生管理基準の改正に関連した構築上の大きな変更点はありません。しかしながら、認証審査において「HACCP 計画の検証が正しく実施されていません。」という所見はよく見られます。ここで、HACCP 計画の検証と第6章で実施する検証について説明します。

農場 HACCP における検証は、第6章で実施する農場 HACCP システム全体の検証と第4章での HACCP 計画の検証の2本立てになっています。HACCP 計画は、重要な管理点と判定した作業工程について作成していますので、許容範囲の逸脱やモニタリングの不備などがあった場合には早期に確認し、HACCP 計画の有効性や妥当性について検証する必要があります。第6章の検証は、多くの場合、半年から1年に1回のペースで実施されていると思いますが、HACCP 計画の検証は、少なくとも1か月に1回程度は実施する必要があります。

第5章

教育・訓練の傾向と対策

教育・訓練についても、認証基準、飼養衛生管理基準の改正に関連した構築上の大きな変更点はありませんが、再教育については、認証審査で審査員から指摘されることの多い事項となっていますので、再教育を中心に解説します。

再教育を実施するためには、教育・訓練の目標が従事者ごとに設定され、力量評価が実施されていることが前提となります。教育・訓練のポイントは、従事者の実施する各作業にどのような技術・知識が必要であるかを見極め、「1人でできる」「指導の下にできる」など、従事者ごとの力量の目標に達しているかを判定することです。力量評価の結果、目標の達成されていない従事者があった場合には、その該当者を対象にして再教育を実施します。再教育は、座学、OJT などその項目にあった方法で実施し、その内容と効果判定などを記録します。

教育・訓練のPDCA サイクルは、以下のとおりです。

P（計画）：各作業工程に必要な技術・知識を見極め、担当する従事者ごとに目標を設定する。

D（実行）：座学、OJT など、項目にあった方法で従事者に教育・訓練を実施する。

C（検証）：従事者ごとに目標の達成状況（力量）を評価する。

A（改善）：座学、OJT など、必要に応じた方法で再教育を実施し、その内容と効果判定などを記録する。

第6章

評価、改善及び衛生管理システムの更新の傾向と対策

1. 内部検証（第6章1.）について

内部検証では、(4)に「内部検証員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。」とされています。家族経営規模の農場などで経営者が HACCP チーム責任者を兼務していて他に農場 HACCP について内容のわかる人員がない場合の考え方について解説します。

家族経営規模の農場では、経営者が HACCP チーム責任者を兼ねているケースが多いと思われます。このような場合には、外部の専門家（指導員、家畜保健衛生所の獣医師、管理獣医師など）に内部検証をゆだねることになります。しかし、この場合でも記録や検証などの衛生管理システムの運営状況について外部の専門家の求めに応じて資料を提供し、内容を説明する必要がありますので、農場からも内部検証員を任命することになります。多くの場合、これについても経営者が兼務することとなりますが、家族経営規模ではこの方法で良いと思います。

2. 情報の分析（第6章2.）について

情報の分析では、農場 HACCP による衛生管理システムの運営状況のほぼすべてについて、HACCP チームが中心となって分析を実施します。アクシデントやミスは起きないに越したことはないのですが、アクシデントやミスが起きた場合でも、これを改善の種としてシステムを改善することが HACCP の意味ですので、マイナスのイメージではなくポジティブに実施することが必要です。

改正が予定されている認証基準では、(7)の「経済性に関わる監視事項の情報」が衛生管理目標の達成状況について重視されるようになる見込みです。第2章1.で設定した衛生管理に関する数値目標が達成できたかどうかについて、少なくとも年1回は検証します。その結果、達成できていた場合はさらに高い目標を設

定することができるかを検討します。達成できなかった場合は、その原因を分析します。農場の努力で改善できないものについてはその事実を記録しておくしかありませんが、システム（作業の仕組み）の改善により効果の期待できるものについては、システムの更新を検討します。

また、改正が予定されている認証基準では、「(8)直近の農場 HACCP 認証審査結果」が新たに加えられることとなります。維持審査以降の農場には、前回の認証審査で指摘された事項について、対応とその記録を残すことがさらに明確に求められます。

3. 衛生管理システムの更新（第6章3.）について

衛生管理システムの更新では、HACCP チーム責任者が中心となり、HACCP チーム会議などで内部検証と情報の分析の結果を基にして、衛生管理システム改善の必要の有無について検討します。検討の結果、改善の必要があると判断した場合はシステム更新の案を作成し、経営者に報告します。

改正が予定されている認証基準では、これらの手順について、より明確に表現される見込みです。

第7章

衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項の傾向と対策

改正が予定されている認証基準では、第7章2. 文書、記録に関する要求事項（1）文書① 文書化に、以下の事項が加えられる予定です。

- ・署名に代えて氏名を印字する場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。
- ・署名に代えて電子サイン等を使用する場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。

これに関連して、研修会等では「押印が廃止される時代になってきましたが、農場 HACCP では押印の省略が可能でしょうか。」という質問がよく出されます。

押印の廃止は、コロナ禍によるテレワーク推進に伴って検討される機会が増えてきました。文書の作成者や記録付けをした担当者がほぼ特定できる方法があれば、押印は不要な場合もあると思われます。

しかしながら、従来のワープロ機能で氏名を印字した紙データの場合は、承認者本人が承認したことや責任者本人が確認したことを、押印なしに客観的に認めることは難しいものと思われます。

また、農場によっては、現場での作業に関する記録を、タブレット端末やスマートフォンで入力することが進められています。この場合にも、記録した従事者や記録の確認（承認）をした責任者及びそれぞれの日付等が明確になる仕組みであることが求められます。

おわりに

冒頭にも述べたとおり、農場 HACCP 認証基準は改正が予定されている段階ですが、本書では、可能な範囲で飼養衛生管理基準の改正と新たな認証基準に対する対応について解説しました。農場 HACCP システムの構築及び更新に際し、少しでも参考になれば幸いです。

認証基準の改正が公表されましたら、農場指導員養成研修会及びその他の研修会等で関連情報を発信して参ります。その際は、中央畜産会ホームページ等でお知らせします。

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2
第2ディーアイシービル9F
TEL. 03-6206-0832